

指名停止措置簿

1 指名停止を受けた建設業者に関する事項

商号及び名称	代表者職氏名	許可番号	主たる営業所の所在地
有限会社野町建設	代表取締役 野町 貞美	高知県知事許可 (般-7)第10335号	幡多郡三原村狼内 473 - 2

2 指名停止の内容

指名停止期間	令和7年10月10日から令和8年1月9日まで (3月)
指名停止の理由	<p>有限会社野町建設は、三原村発注の土木一式工事2件に、直接的かつ恒常的な雇用関係がない者を主任技術者として配置したことが、建設業法第26条第1項に違反し、同法第28条第3項に該当するとして、営業停止処分を受けたため。</p> <p>※該当条項</p> <p>高知県建設工事等指名停止措置要綱第1条規定の別表第2の第20号（建設業法違反行為）に該当</p> <p>同要綱の取扱いの別表第2関係5の（2）（県発注工事以外に関する建設業法違反）に該当</p>